

令和元年美浦村告示第78号

令和元年第2回美浦村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年7月17日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和元年7月24日 午後2時

2. 場 所 美浦村議会議場

3. 付議事件

議案第1号 工事請負契約の締結について

議案第2号 財産の取得について

令和元年第2回美浦村議会臨時会会期日程

期 日	曜日	時 刻	議 事 内 容
7月24日	水	午後2時	<p style="text-align: right;">(開会)</p> <p>○本会議</p> <p>・議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決</p> <p style="text-align: right;">(閉会)</p>

**令和元年第2回  
美浦村議会臨時会会議録 第1号**

平成元年7月24日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 工事請負契約の締結について

(大谷小学校給食室改築及びエレベーター設置工事)

議案第2号 財産の取得について

(大谷小学校給食室厨房機器調達業務)

1. 出席議員

1番	下村	宏君	2番	山崎	幸子君
3番	北出	攻君	4番	松村	広志君
5番	葉梨	公一君	6番	小泉	嘉忠君
7番	塚本	光司君	8番	岡沢	清君
9番	飯田	洋司君	10番	林	昌子君
11番	小泉	輝忠君	12番	沼崎	光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君
教	育	糸賀	正美君
総	務	平野	芳弘君
保	健	吉田	正己君
経	済	山	口
教	育	木	鉛
総	務	青	野
企	画	菅	野
学	校	小	山
	教		久
	育		登
	課		君
	長		

## 1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	岡 澤 光 一
書	木 村 弘 子
書	高 松 良 幸

---

午後2時00分 開会・開議

- 議長（下村 宏君） 皆さん、改めましてこんにちは。  
子ども議会に引き続き、第2回臨時会へのご参集お疲れさまでございます。  
ただいまの出席議員は12名です。  
これより、令和元年第2回美浦村議会臨時会を開会いたします。  
ただいまより、本日の会議を開きます。

- 
- 議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

- 
- 議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に村長のご挨拶をいただきます。  
村長。

- 村長（中島 栄君） 令和元年第2回美浦村議会臨時会にご参集、大変ご苦労さまでございます。

午前中は、美浦村子ども議会、第4回の議会にも指導的立場で参加をいただきまして大変ご苦労さまでございました。

ことしの梅雨入りは、関東地方は九州地方よりも早く入り、太陽の日差しを待ち遠しく感じるのは、私だけではないのかなというふうに思います。

議員各位には、寒暖の気温の変化に対応できる健康な体づくりに気をつけていただき、夏本番に向けて、さまざまなイベントに参加協力をお願いいたします。

21日に参議院選挙が終わりましたが、国民は社会保障より安全保障、豊かさの実感は得られない格差社会も容認するなどしても、政治の安定が支持され、与党に託した結果だと思えます。

外交から年金問題、地方創生による地方の活性化など、山積する課題は多くありますが、与党として、おごることなく、国民の負託に応えるには、丁寧な合意形成に努めていただきたいと思えます。

本日の臨時会の案件は、議案第1号で、工事請負契約の締結についてが1件、議案第2号で、財産の取得についてが1件の、2案件であります。

よろしくご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

- 議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。
-

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

2番議員 山 崎 幸 子 君

3番議員 北 出 攻 君

4番議員 松 村 広 志 君

以上、3名を指名をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第1号 工事請負契約の締結について及び、日程第4 議案第2号 財産の取得についての2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号 工事請負契約の締結について及び議案第2号 財産の取得についてに関しまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、議案第1号 工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

この議案につきましては、予定価格が5,000万円を超える工事であるため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明申し上げます。

まず、1の契約の目的は、大谷小学校給食室改築及びエレベーター設置工事でございます。

2の契約方法につきましては、予定価格が5,000万円以上であるため、一般競争入札による契約となっております。

3の契約の金額でございますが、税込み2億4,840万円（うち消費税及び地方消費税の額は1,840万円）でございます。

次に、4の契約の相手方でございますが、細谷松浦特定建設工事共同企業体となります。

5の工期につきましては、議会の議決をいただいた上で行う本契約日の翌日から、来年3月19日までとなっております。

続いて、次のページをお開きいただきたいと思います。

6の予算の支出科目でございますが、工事の国庫補助事業区分を勘案いたしまして、一般会計の小学校費及び保健体育費からの支出となっております。

なお、工事内容でございますが、大谷小学校の給食室は建築から40年以上が経過し、老朽化していることから、学校給食衛生基準の努力の目標であるウェットシステムからドライシステムへの変更を図るなど、学校給食施設改善のため改築を行うものでございまして、これと同時に駐車場の造成工事も実施するものでございます。

また、エレベーター設置工事につきましては、給食室改築とあわせた新たなエレベーターを設置するものでございます。

以上、大谷小学校給食室改築及びエレベーター設置工事の請負契約の締結についての、提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号 財産の取得についての提案理由をご説明申し上げます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

この議案につきましては、予定価格が700万円を超える財産の取得であるため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明申し上げます。

まず、1の契約の目的は、大谷小学校給食室厨房機器調達業務でございます。

2の契約方法につきましては、指名競争入札による契約となっております。

3の契約の金額でございますが、税込み4,083万4,800円（うち消費税及び地方消費税の額は302万4,800円）でございます。

次に、4の契約の相手方でございますが、土浦市の茨城アイホー調理機株式会社となります。

5の履行期間につきましては、議会の議決をいただいた上で行う本契約日の翌日から来年3月26日までとし、6の予算の支出科目につきましては、一般会計の保健体育費となっております。

本業務につきましては、大谷小学校給食室で使用する厨房機器等の購入・搬入及び据え付けまで行う業務内容となっております。

以上、議案第1号及び議案第2号を一括してご説明申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第1号 工事請負契約の締結についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第2号 財産の取得についての質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 以上で、本臨時会に付託された日程は全て終了をいたしました。  
本日の会議を閉じます。

令和元年第2回美浦村議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 山 崎 幸 子

署 名 議 員 北 出 攻

署 名 議 員 松 村 広 志